

第2章 調査

第1節 北海道及び留萌における鰯漁

北海道における鰯漁の始まりは、明確ではない。北海道の先住民であるアイヌの人たちが鰯を漁獲していたことはほぼ間違いない事実である。アイヌ語で鰯のことは「ヘロキ」または「エロキ」というが、この鰯の名前のついた地名が北海道各地に残っていることからも類推できる。例えば厚田郡浜益村や古宇郡泊村などに見られる「ヘロカルウシ」という地名は「ヘロキ・カル・ウシ（ニシン・捕る・いつもする）」であり、ニシンをいつも捕っていた場所につけられたと考えられる。また、北海道西海岸のアイヌの人たちはニシンのことを「カムイ・チェップ（神の魚）」と呼んで一般にカムイ・チエップと呼ばれる鮭と同等の取扱をしている。これは西海岸のアイヌの人たちにとってニシンが重要な食料としての位置付けがあったものと考えられる。ただ、まだその漁法はタモ網ですくい捕る単純な漁法であった。まだ、製品としてのニシンではなく、自家食料としての域をでていなかったものと考えられる。

和人の鰯漁の始まりとしては、伝説的な話として文安4年（1441）に陸奥の馬之助が松前の白符村に来て鰯漁に従事したという記録が見える（註1）。しかし、どのような漁法によるものかも判然としないばかりか、漁業という産業の形をなしていたかも明確ではない。

本格的にニシン漁が漁業としての産業の形をとるのは、江戸時代に入ってからである。慶長年間にすると6年（1601）に邇志郡突符村でニシン漁が始まり、19年（1614）には福山（松前）の八木八右衛門が西蝦夷地の小樽内（小樽市）に来てニシン漁を始めたという記録がある（註2）。また、寛文7年（1667）には「敦賀郡誌」中の「寛文七年雜記」に松前より敦賀向けの移出品の中にニシン、数の子の名前があげられており、また、寛文9年（1669）「津輕一統志」の中に西蝦夷地からの水産物としてニシン、数の子の名前があげられている。既にニシン加工品が商品として価値を持つようになっていたと考えられる。

蝦夷地でのニシン漁は江戸初期の段階では松前藩の本領内に限られていた。つまり、西は熊石、東は亀田（函館市）までの海岸線であり、松前藩では領内の漁民に享保年間まで蝦夷地でのニシン漁は厳禁していた。これは寛文9年～12年（1669～1672）におこったシャクシャインの戦いの後だったため、和人とアイヌの人たちとの直接的な接触を避ける狙いがあったものと思われる。ところが元禄年間にすると松前本領の漁民の中に熊石以北の西蝦夷地に出稼するものがあらわれた。これは松前本領での不漁と人口の増加が漁民の生活を圧迫し、禁制を破るものが続出したからである。松前藩は元禄4年（1691）熊石村以北への追鰯を禁止したが、漁民の西蝦夷地への出稼は留まることを知らなかった。

ただ、松前藩の財政は当時定着しつつあった場所請負制による運上金と松前本領のニシン漁によって支えられていたといってもよい。当時ニシン漁は東の函館方面から徐々に薄漁の傾向が見られるようになってきており、本領内の漁民の追鰯への期待も高まって来ていた。そのため、松前藩は享保4年（1719）に西蝦夷地のうちでも近場所といわれる磯谷、歌棄までの追鰯を緩和した。また、今までニシン取り船1隻砂金1分宛を徴収していたものを改め、漁獲高の15分の1を鰯役として徴収することとした。

元文年間に入ると蝦夷地の場所請負制度（註3）が完成し、蝦夷地が各場所に振り分けられると共に和人商人の大規模な漁場経営が浸透してくる。そして、西回りの航路を主として本州の流通経済の中に蝦夷地も組み込まれ、蝦夷地産物の販路も全国に拡大していく（註4）。鰯製品も例外ではなかった。享保2年の「松前蝦夷記」には鰯製品として端鰯（胴鰯）、鰯身欠、鰯披、干鰯がみられ、鰯製品の大概の製品が出そろっている。このため、鰯の需要が全国的に増し、追鰯と共に漁獲高も増し、松前本領の経済の中に占める位置も高まっていたと考えることができよう。このころ、本州への蝦夷地産物の積み出しが福山、江差の両港に限られ、ニシン漁期のにぎわいは「江差の春は江戸にもない。」といわれるほどになっていた。

ところが、安永5年（1776）に福山が凶漁となり、天明2年（1787）江差が薄漁となり、追い討ちをかけるように同年に始まる大飢饉が全国を襲った。このため、奥羽地方の流民が松前に大量に流れ込んできた。松前地の漁民は生活のため西蝦夷地へ大量に追鰯におもむくようになり、寛政5年（1793）1か年に限り積丹半島を越えて、石狩までの追鰯が許可された。しかし、翌年にはセタナ（瀬棚）からオタスツ（歌棄）の間も不漁になり、積丹半島を越えての出稼漁民の追鰯はとどまるることはなかった。

また、このころより、場所請負人によるニシン漁への大網の使用が多くなる（註5）。松前藩は從来ニシン漁は差網によるものしか認めず、出稼漁民は総て差網による鰯漁であった。ところが、これら漁民は引き続く鰯不漁の原因を、場所請負人による大網を使った大規模な漁法にあるとして、松前藩に訴え、寛政2年（1790）、文化4年（1807）に鰯大網の禁止令がだされた。しかし、文化4年江差地方の鰯回復、文政6年（1823）に福山地方の鰯が回復することにより、この禁令もほとんど意味をなさず、場所請負人は公然とニシン漁に大網を使いつづけた。

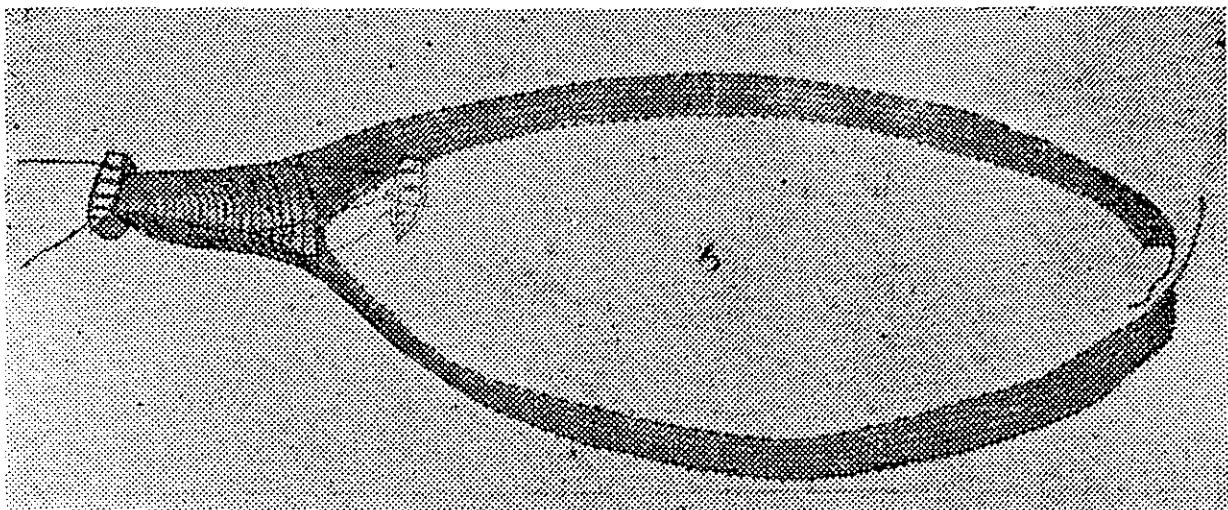
また、奥地への松前漁民の追鰯を一層促進したのは、一つには天保3年（1831）に始まる奥羽の大飢饉である。この飢饉のため、松前にさらに移住者が増え、和人労働力が増加したことと、それと対照的に各請負場所の労働力であったアイヌ人口の減少があげられる（註6）。これにより、場所請負人は場所経営の労働力として、アイヌ労働力に代わる和人労働力の確保を求められており、場所請負人と飢饉難民の利害が一致したといえる。ちなみに文化4年（1807）に3万人台だった和人人口が嘉永6年（1853）には倍増し6万人台にのっている。

もう一つは鰯加工品の中でも鰯絞め粕に代表される鰯肥の需要の増大であった。19世紀後半、各地で藩の奨励の元、商品作物の栽培が活発化する。これらの作物の栽培は大量の肥料の消費が大前提であり、そのため、魚肥が大きくその需要を伸ばした。最初は鰯の干鰯が魚肥の大部分を占めていたが、享保期以降の高騰により、相対的に安く、豊富な鰯肥に注目され始めた。そして、北前船の活動の活発化や蝦夷地における場所請負人による大規模な漁法の展開と共に関西市場へ鰯肥が本格的に流入し始めるのが、文化、文政期のことといわれる。そして、この干鰯に代わる鰯肥が関西市場に一般化してくるのは天保中期以降である（註7）。関西を中心に瀬戸内地方、日本海側で鰯肥の干鰯に対する比率が逆転していくのである。鰯肥地帯が北前船の航路と重なることは良く知られているところである。

このような情勢の中で、鰯に対する商品としての相対的価値が上昇し、福山、江差地方の鰯不漁が解消した後も鰯を求めて漁民の北上は続いた。天保4年には鰯漁獲高が福山市中の前浜並に追鰯取揚高9万1,480束、同東在6万3,441束、同西在3万6,984束、合計19万1,905束となり、追鰯の生産力を無視するができないほどになった。松前藩では天保7年フトロ場所（太櫓）よりクトウ場所（久遠）迄を追鰯の二八場所とし、更に天保11年（1840）ハママシケ（浜益）以北の出稼も許可し

た。これ以降は西蝦夷地の鯨漁場の総てにわたり漁民の出稼が始まり、和人の入り込みが激しさを増していった。

和人出稼が奥地まで拡大することにより、出稼の漁民の中にも鯨漁に大網を使用して大量に鯨を漁獲するものが増えてきた。奥地の漁場へ行けば行くほど鯨漁の主役は差網から大網へと変わっていたのである。奥地の場所請負人も大網を使用する漁法を奨励した。それは、出稼漁民が場所請負人の許可を得て追鯨をするばあい、漁獲物の2割を場所請負人がとり、後の8割が出稼漁民の取り分となつた。それで、これら漁民のことを二八取と称した。このため、松前藩では天保14年（1843）に再度大網の禁止をしたが、翌、弘化元年には西蝦夷地場所請負人一同が連署で大網の使用許可を請願し、条件つきながら認められた（註8）。従来大網とは笊網のことをさしていた。しかし、嘉永3年に歌葉で佐藤三右衛門が行成網を始めるとその効率の良さから西蝦夷地では急速にこの行成網が普及し始める。これにより一層の大量漁獲が可能となり、その加工処理には大量処理が可能な鯨絞め粕の生産が主力となつた。これら行成網の使用は従来からの鯨差網業者を圧迫した。安政元年（1854）再度松前藩は大網使用の禁止をおこなつたが、これに従うものはいなかつた。この年は江差地方が大凶漁であった。このため、翌年春乙部から熊石までの8か村の漁民約500人が数十艘の漁船に乗組、西蝦夷地古平に至るまでの各場所で大網を切断してまわつた。これを網切り騒動という。安政3年（1856）、この解決には箱館奉行が乗りだし、大網の使用を禁止すると従来の漁獲を維持できないばかりか、出稼人の大減少をもたらし、幕府の蝦夷地開拓の趣旨に反するとのことで、3～5年間大網を使用させて、鯨來游との関係を調べ、万一凶漁があれば漁民を救済する方針を立てた。そして、大網一統につき冥加金3両を課し、1,500両の冥加金のうち1,000両を8か村の漁民の救済基金とした。しかし、大網の使用が鯨の來游量と関係のないことが判明し、万延元年（1860）永久に大網の使用を許した。



第2図 ざる網の図（北海道水産調査予察報告）

大網のなかでも笊網は巻網の1種であり、漁獲の際に騒音をたてることから、音に敏感な鯨の來游を妨げるということが欠点であった。しかし、建網である行成網はこの欠点を補い、1ヶ統の漁獲量も増加したため、嘉永年間に急速に西蝦夷地一体に広まり、鯨漁法の主流となつた。この建網の改良と共にもう一つ大きな漁法の改良があった。枠網や袋網、吊袋の発明である。建網漁の際に一度鯨の群来が始まると漁獲した鯨をその都度陸へ運んでいたのでは鯨の群来が終わってしまう。

そこで、考えだされたのが前記の網である。「詰袋」は嘉永年間古宇場所で始めて使用された。袋は漁獲した鯉を陸揚げするのに用い、建網1統に5ないし8個用いた。袋網は南部の漁夫吉兵衛が嘉永4年美國場所で始めて使用し、落し袋と縄込袋の2種類があり、落し袋は魚を入れて浅い海底に沈め、縄込袋は海岸の浅い所へ船で引いてきて投げておくものである。枠網は安政3年（1856）に古平場所群木村番屋の秋元某が発明したと言われている。これは木材で枠を組み、これに網を吊るして袋状にしたもので、行成網で漁獲した鯉をこれに誘導して貯え、後に汲み船で汲みだして陸に運搬するように工夫されたものであった。だが、この枠網も海中に雜音を発生し、音に敏感な鯉の群衆を妨害することから、1、2年後には同じ場所の白岩八右衛門が船の底に袋網を吊るす方法を考えだした。そして、其の後はこの枠網が鯉漁獲法の主流になっていった。

この時期の鯉産額をみると嘉永元年（1848）には西蝦夷地の鯉生産額は12万2,457石で、安政元年（1854）には24万2,116石とわずか6年の間に産額が倍増していることがわかる（註9）。

以上のような鯉漁の歴史のなかで、留萌にも鯉漁の歴史が展開されるに至った。これ以降は留萌の鯉漁から鯉漁の歴史を考えてみたい。

ル・モッペ場所の創始は慶長年間ともいわれるが、場所請負人がル・モッペ場所を請け負って本格的な場所經營を行うようになったのは寛延3年（1750）のことである。初代村山伝兵衛がル・モッペ場所の請負人となり漁業を営むようになった。この寛延年間は松前鯉の諸国への販路が拡大してきた時期と符合する。しかし、村山伝兵衛の没落と共に請負人が変わり、天明7年（1787）に6代栖原角兵衛がル・モッペ場所の請負人になり、代々栖原家の請負場所となった。この当時の主なル・モッペ場所の産物は、天明年間に記された「蝦夷地案内記録」には鮑串貝、魚油、鮫壳、いりこ、鯉、干鱈、鮭、鱈、鯨、熊皮があげられている（註10）。ただ、運上金は秋味運上とあり、鯉もあったが鮭が主役であったことがわかる。

ル・モッペ場所で鯉が主役となるのは、天保11年（1840）のハママシケ（浜益）以北の鯉出稼が許可されてからであろう。鯉出稼が最初に留萌に入るのは、記録に残っているものとしては、礼受因（カクダイ）佐賀平之丞で弘化元年（1844）のことである。但し、当時松前に人別のないものは鯉漁業を営むことができなかった。そのため松前の因（カクダイ）田中藤左衛門の名儀を借りて漁業に着手したという。（註11）

これから安政元年にいたる10年間の記録が未だ未見であるが、栖原家旧記書類（註12）から安政年間以降のル・モッペ場所の動きを見てみる。

安政元年（1854）には

一 鮓取家族3軒此人別男85人

但当場所漁業中罷在候得共秋味に至り居村に被引取申し候

一産物 春鮓 三千四百石位 運上屋

同 千八百石位 出稼3ヶ所荷物メ高

とあり、

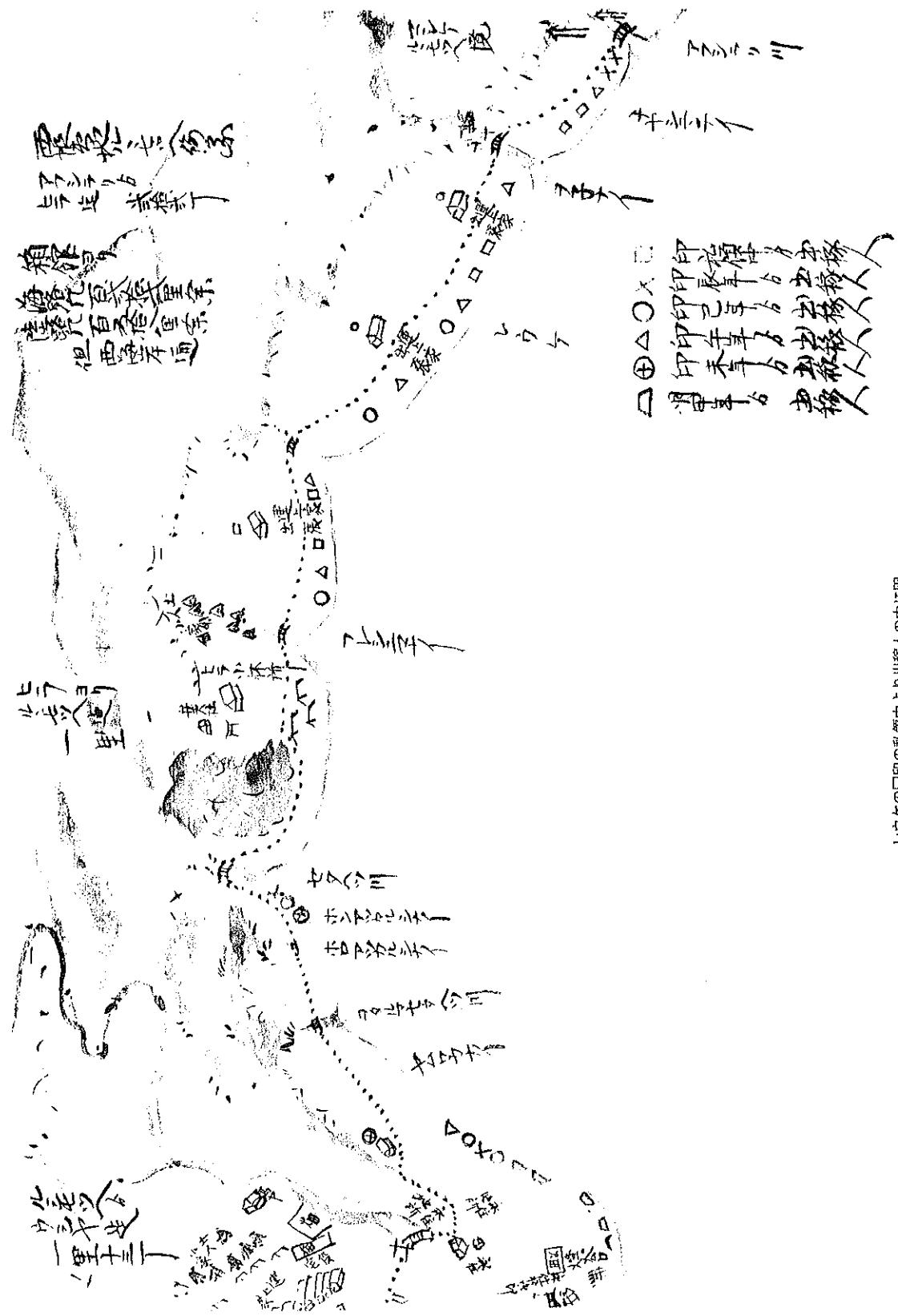
安政2年の4月に宗谷詰の役人に提出した書類によると

一 出稼者 唐津内澤町藤左衛門 外雇三十六人

唐津内町五三郎雇船頭久蔵外三十三人

泊川村久右衛門外雇入四十六人

一 昨年寅年産物出高



第3図 西蝦夷地場所絵図（江差町史資料編第1巻付図－安政6（1859）年）

レウケの□印の私領中より出稼人の中に因
(カクダイ) 佐賀家の鍛場があるはずである。

春漁 九百四十石
同 千七百石
但二八取漁事高

とある（註13）。

つまり、安政元年の鯨取家族3軒は2年の書上にある3家族のことをさしており、その中の唐津内澤町藤左衛門の漁場は、当時松前に人別のあるものしか漁場を開くことができなかつたために、佐賀家第八代平之丞が藤左衛門の名儀を借りて漁場経営をなしたものと考えられる（註14）。

続いて安政4年になると出稼人が13軒、翌5年16軒、6年48軒、文久元年53軒、と急激に鯨出稼が増加の一途を辿る。また、鯨の漁獲高は安政4年、運上屋分2,058石、出稼分3,402石。安政5年運上屋分2,998石、出稼分7,059石。文久元年運上屋分4,957石（他の生産物を含む）、出稼分10,782石（鯨のみ）で年々出稼の生産力が運上屋直営分を凌ぐようになっていた。

表1 江戸時代末のルルモッペ場所の鯨生産高（安政元年～慶応3年）

年	鯨取り出稼ぎ軒数	運上屋分鯨出産高（石）	出稼ぎ分鯨出産高（石）	場所鯨出産高
安政元年	3	940	1,700	2,640
安政2年	3			
安政4年	13	2,058	3,402	5,460
安政5年	16	2,998	7,059	10,057
安政6年	48			
文久元年	53	4,597	15,379	19,976
文久2年				
文久3年		2,372	7,947	10,319
慶応3年	73	2,500	7,500	10,000

* 註12「旧記書類写 留萌」より作成

また、安政4年の鯨釜の員数調べによると、運上屋分が56枚、出稼分が110枚。安政5年には運上屋分は変わらないが、出稼分が173枚と数では運上屋の2倍から3倍と増えつづけているのがわかる。また、1人で26枚と相当数の釜を持つ藤左衛門のような有力な出稼人も現われてくる（註15）。

一釜員数書上	午年	枚	
已年			
ル・モッペ運上屋	一六	ル・モッペ運上屋	一六
ヒラ番屋	一二	ヒラ番屋	一二
ウシヤ番屋	一二	ウシヤ番屋	一二
四ヶ所出張	一六	四ヶ所出張	一六
メ	五六	メ	五六
出稼人		出稼人	
藤左衛門	二六	藤左衛門	二六
五三郎	一一	五三郎	一四
伝四郎	二〇	伝四郎	二〇
		儀十郎	一一

		治郎吉	一五
喜六	一四	喜六	一四
弥之吉	六	弥之吉	一四
四郎治	八	四郎治	八
利右衛門	四	利右衛門	四
喜八	一	喜八	一〇
四郎治	四		
久右衛門	一二	久右衛門	一二
治右衛門	一	治右衛門	四
由右衛門	一	由右衛門	七
		半七	六
		甚作	一
与市	二	与市	三
計	一一〇		一七二

また、文久3年の建網笊網員数調べによると、次のようになっている（註16）。

○文久三年建網笊網員数

一建網九統	ルヽモッペ二、アフシラリー、ウシヤー レウケー、ヒラー、ヲニシカ一、 ヤムワッカナイ一、チヤシウンナイ一、	運上屋
一笊網四統	ルヽモッペ一、ヒラー、 ウシヤ一、レウケ一、	同
一建網二統	アフシラリ	松前枝ヶ崎 伝四郎
一笊網一統	”	同
一建網三統	アフシラリ、リシシユマナイ ナヨサニ	唐津内町 半兵衛
一笊網一統	アフシラリ	同
一建網三統	チヤシユンナイ二統 サントマリ二統	五三郎
一笊網一統	チヤシユンナイ	同
一建網一統	フンカルラシイ	栄太郎
一笊網一統	”	同
一建網五統	フレシユマナイ二、ヲン子ナイ一 ヤムワツカナイ一、ウシヤ一	唐津内澤町 藤左衛門
一笊網二統	同	同
一建網四統	アツカルシナイ、ヲン子ナイ セムシ、ウシヤ	喜六
一建網一統	セムシ	唐津内助次郎鮒場 豊治
一同	セムシ	江差茂内 甚吉
一同	セトカシ	小松前町作蔵鮒場 金作

一同	ムリクタウシ	永住 又蔵
一同	カキ	松前生符町 次郎吉
一同 二統	トエタシナイ レヘセ	箱館神明町 長右衛門
一同 一統	レセヘ	唐津内町 甚右衛門
一同	レセヘ	熊石村 吉郎左衛門
一同	レセヘ	小沢吉兵ヱ内仕 利助
一同 三統	サントマリ、ウシャ ホントマリ	松前根森村 富太郎
一同 一統	レセヘ	函館錢亀澤 菊藏
一同	リンナイ	永住 太左衛門
一同 二統	サントマリ、レウセ	江差泊村 喜八
一同 一統	エンルモカ	泊川町茂左衛門鮓場 豊吉
一同	テントカリ	伝作沢町 松五郎
一同	テントカリ	博知石町藤兵衛鮓場 松太郎
一同	テントカリ	福嶋村 庄治郎
一同	テントカリ	伝作沢町 三太郎
一同	テントカリ	福嶋村 繁治郎
一同	テントカリ	同 清左衛門
一同	テントカリ	同 保蔵
一同 四統	オニシカ二、テントカリ一、 ヲタニコロー、	泊川町 武兵衛
一同 一統	トンナイ	大松前町 豊治郎
一同 一統	ニオトマリ	大松前町 八十吉
一同	ニオトマリ	生符町喜三郎鮓場 庄太郎
一同	ニオトマリ	永住 次左衛門
一同	オニシカ	生符町 喜兵衛
一同	オニシカ	上野町七十郎鮓場 金治郎
一同 二統	テントカリ二	福嶋村 金重郎
一同 四統	テントカリ二、オニシカ ヲタニコロ	上野町 七十郎
一同 二統	ヨン子オニシカ	泊川町 久右衛門
一笊網一統	オン子オニシカ	同
一建網一統	チヤシュンナイ	大松前町 嘉重郎
メ八拾四統 内 建網 七拾三統		
	笊網 十一統	
亥四月		ルヽモッペ運上屋
御役所		

運上屋分は建網9統、笊網4統の計13統。出稼分は建網63統、笊網7統で計70統を数える。経営網数の多いものをあげると、最高が唐津内澤町藤左衛門で建網5統、笊網2統の計7統で、次が4統を経営するもの5人、3統が4人、2統が3人、1統が24人となっている。このように天保11年にハママシケ（浜益）以北の鯨出稼が許可されて以来、奥地場所のルヽモッペにも出稼の波が押し寄せてきた。それも天保11年の解禁から安政2年まではわずかに3軒の出稼しかなく、安政4年以降にその数が急激に増加をするという傾向を示している。それにつれルヽモッペ場所の出産高も飛躍的に増えていった。その中には出稼から永住へと道をたどったものもあった。文久3年の建網笊網員数の経営者はほとんどが出稼であり、永住のものは3人しかいない。しかし、慶應3年になるとルヽモッペ永住人別は19軒男31人、女34人計65人であり、出稼者は54軒男1,264人女100人計1,364人となる。しかし、このころにはルヽモッペ出稼者の鯨生産高も頭打ちになり、7,500石位が平年漁となった（註17）。

ここですこし、当時の政治情勢について概観してみたい、蝦夷地は江戸幕府成立以来松前藩の支配下にあったが、外国船の度重なる渡来や、ロシアの千島樺太進出という国際情勢によって、寛政11年（1799）に東蝦夷地知内川以東から知床、南千島までを松前藩より上知し、文化4年（1807）には西蝦夷地、松前地をも上知し、蝦夷地全島が幕領となった。そして、蝦夷地の経営は箱館奉行が管轄した。しかし、松前藩の執拗な復領運動とロシアの脅威が欧州の政治情勢の影響で一時的になくなつたこともあって、文政4年（1821）に全島を松前藩に返還した。しかし、箱館奉行の行った蝦夷地の改革はこの松前藩の復領とともに旧に復し、幕府の蝦夷地経営は失敗に終わった。その後嘉永6年（1853）にペリーの浦賀来航、チャーチンの長崎来航、ロシア海軍士官ネヴェリスキーの樺太クシュンコタン占領など、俄かに北方情勢が緊迫し、翌年には日米和親条約、日露和親条約の締結となり、安政2年再度蝦夷地が上知され、東北諸藩へ蝦夷地警衛のため出兵が命じられた。更に安政6年には蝦夷地を東北6藩に分与し、蝦夷地開拓を行わせることとした。ルヽモッペ場所は庄内藩の領地となった。この東北諸藩の蝦夷地開拓も戊辰戦争、明治維新と続く幕末の流れの中に抛棄されるに至った。

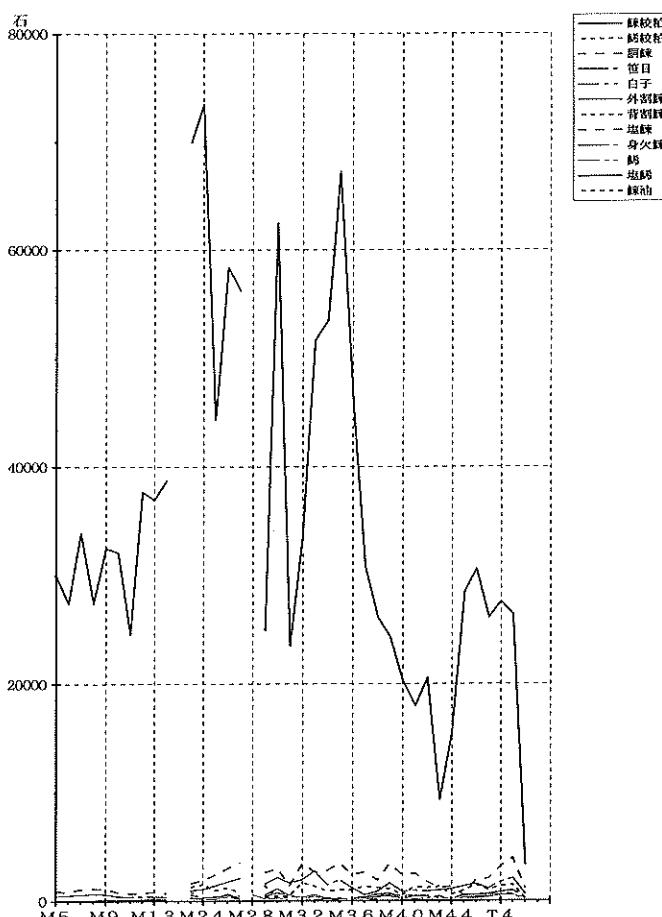
戊辰戦争の影響により、鯨漁は明治元年は生産はあったものの、荷物の積み取船が蝦夷地には来なかつたせいもあって、鯨製品の価格が暴落し、漁民は困難を極めたという。しかし、資金力のあるものはこれを買置きし利益を得た者もあった（註18）。また翌年は箱館戦争等の影響で本州との航路が途絶え、出稼人が来れなかつた。ただ、鯨は大漁で値段も騰貴したという。また、この年の7月に明治政府は開拓使を設置し、8月蝦夷地を北海道と改め11国86郡を置いた。9月には従来の場所請負人を廃止したが、10月には名称を漁場持ちと改称し、従前の通り経営を認めた。また、明治維新前は松前に人別のある者しか出稼を認めなかつた。そのため南部津軽辺の者は松前の人名儀を借りて出稼をしていた。そして、この名儀借賃を名代金として納めていたが、この年これが廃された（註19）。

明治9年開拓使は漁場持として従来通り場所の経営をしていた旧場所請負人に対して、漁場持を廃止し、鯨漁場は開放されて営業は自由になり、志願者に漁場を割渡す旨布達す。この結果明治10年新規漁業が開始され、留萌の漁場拝借者は礼受31統、留萌30統、三泊51統の計112統であった（註20）。しかし、開拓使は漁業資本が乏しい漁業者が多く、その経営に支障があったため、明治11年漁業資本の貸与を決め、札幌本庁管内3万円、函館・根室支庁管内各1万円を年1割2分で漁業者に貸与した。この利息のうち5分は官において徴収し、6分を資本として積み立てた。このお陰で漁業へ従事する者が増加したという（註21）。

表2 留萌郡水産物収穫統計より鰯生産物統計（明治5年～大正6年）

年号	鱗板粕	筋板粕	胸鱗	笛目	白子	外割鱗	背割鱗	塩鱗	身欠鱗	鰯	塩鰯	醸油	単位(石)
M 5	30,038.28	53.34	949.70			60.03			512.96				
M 6	27,429.80		825.01			64.19			545.12				
M 7	33,937.35		1,084.96			67.67			595.38				
M 8	27,465.62		1,142.61			71.42			672.02				
M 9	32,527.82		1,088.26			120.30			644.90				
M 10	32,160.37		802.63			97.64			449.08				
M 11	24,525.52		700.04			97.38			376.47				
M 12	37,662.40		756.90			130.83			418.79				
M 13	36,950.41		815.19			178.15			422.67				
M 14	38,775.67	162.73	704.51			150.25			376.11				
M 23	69,905.00		1,622.00	604.00	580.00	298.00			970.00	841.00		1,289.00	
M 24	73,437.00		1,889.00	345.00	323.00	240.00			1,098.00	243.00		1,534.00	
M 25	44,358.00		2,405.00	411.00	310.00	230.00			1,410.00	292.00		966.00	
M 26	58,353.00		2,986.00	527.00	417.00	648.00			1,761.00	403.00		1,210.00	
M 27	56,192.00		3,505.00	79.00	481.00	211.00			2,065.00			752.00	
M 28												592.00	
M 29	24,905.00	1,429.00	2,595.00	539.00	480.00		437.00		1,527.00	208.00		335.00	
M 30	82,471.00	238.00	2,950.00	1,093.00	737.00	23.00	448.00		2,129.00	250.00		305.00	
M 31	23,500.00	25.00	1,385.00	470.00	550.00		280.00		1,650.00	170.00		505.00	
M 32	33,830.00	150.00	3,409.00	300.00	245.00	100.00			1,955.00	52.00		1,652.00	
M 33	51,677.00		2,656.00	571.00	565.00	32.00	10.00	130.00	2,741.00	456.00		1,348.00	
M 34	53,500.00	20.00	2,800.00	220.00	25.00	275.00	20.00	150.00	1,513.00	30.00		900.00	
M 35	67,300.00	60.00	3,448.00	91.00	47.00	32.00	32.00	240.00	1,947.00	47.00		1,028.00	
M 36	46,754.00	30.00	2,408.00	290.00	188.00	16.00	16.00	120.00	1,186.00	36.00		1,020.00	
M 37	30,808.00		2,680.00	336.00	180.00				150.00	556.00	222.00	1,350.00	
M 38	26,101.00	89.00	1,870.00	605.00	403.00	25.00	25.00	130.00	888.00	417.00		1,244.00	
M 39	24,284.00		3,400.00	697.00	444.00	20.00	20.00		1,622.00	608.00		1,101.00	
M 40	20,334.00	35.00	2,362.00	293.00	249.00	25.00	25.00	80.00	852.00	464.00	20.00	573.00	
M 41	17,960.00		2,501.00	443.00	284.00	150.00	150.00	90.00	946.00	480.00	20.00	1,302.00	
M 42	20,528.00		1,728.65	464.50	149.80	5.00			887.00	263.23	20.00	1,197.00	
M 43	9,292.50		1,167.00	261.00	129.00				955.00	449.00		1,295.75	
M 44	15,458.00		1,322.00	161.00	141.75	47.50	47.50		1,105.90	30.60		591.00	
M 45	28,486.80		488.80	563.65	313.70	20.00	20.00		1,371.80	330.20		982.00	
T 2	30,595.50		1,934.75	564.00	257.25	60.00	60.00		1,555.00	335.25		1,461.25	
T 3	26,100.00		2,054.00	647.00	370.00	30.00	30.00		1,139.50	509.25		1,018.88	
T 4	27,605.50		3,166.20	817.70	550.25	21.25	21.25		1,745.15	710.65		1,346.75	
T 5	26,393.80	156.00	3,940.00	947.10	565.20	20.00	20.00		2,070.10	597.00	17.50	1,459.20	
T 6	3,277.20		1,152.98	337.80	280.20	3.00	3.00	7.50	615.10	33.50	6.25	183.00	

* 明治5年～14年 「開拓使事業報告」 23年～26年 「北海道効業年報5～8」 27年～ 「同年報9～13、15～19」
「同拓殖年報19」「同統計書18～29」により作成。



第4図 留萌郡鰯水産物統計（明治5年～大正6年）

明治10年から20年の間は漸次漁獲量は増加し、北海道鯵の漁獲高は年平均60万石～90万石の間を推移してきた。第2表及び第4図の留萌郡水産物統計によると代表的な鰓絞め粕の生産高は明治5年約30,038石だったものが明治14年には38,775石と増加してしている。明治15年から明治23年の統計が次如しているが明治23年には69,905石、明治24年73,437石と倍増している。

この間、北海道は明治15年開拓使の廃止、札幌、函館、根室三県の設置、明治19年の北海道庁の設置と政治的にはめまぐるしく変転した時代であった。北海道の統一的な行政機構が北海道庁の設置という形で完成を見たため、水産関係にも多くの改革がなされた。明治19年3月9日、肥料魚粕荷造法を定め、従来まちまちであった1俵の重さを正味20貫目とし、繩蓮の用法を規定した。11月24日には漁業組合準則を管内に布達した。翌20年には、3月31日北海道水産税則公布水産物の現品税を廃止し、金納に替え、水産税の徵収を円滑にするために5月2日水産物営業人組合規則を公布し、21年には全道の漁場実測に着手し、これまで許可されていた漁場の実態像を把握に勤めることとし、従来から堪えない漁場間の紛争の調停に役立てようとした。この漁場実測が完了するのは明治35年のことである。明治22年には全道の水産予察調査に着手し、明治25年「北海道水産予察調査報告書」として刊行した。

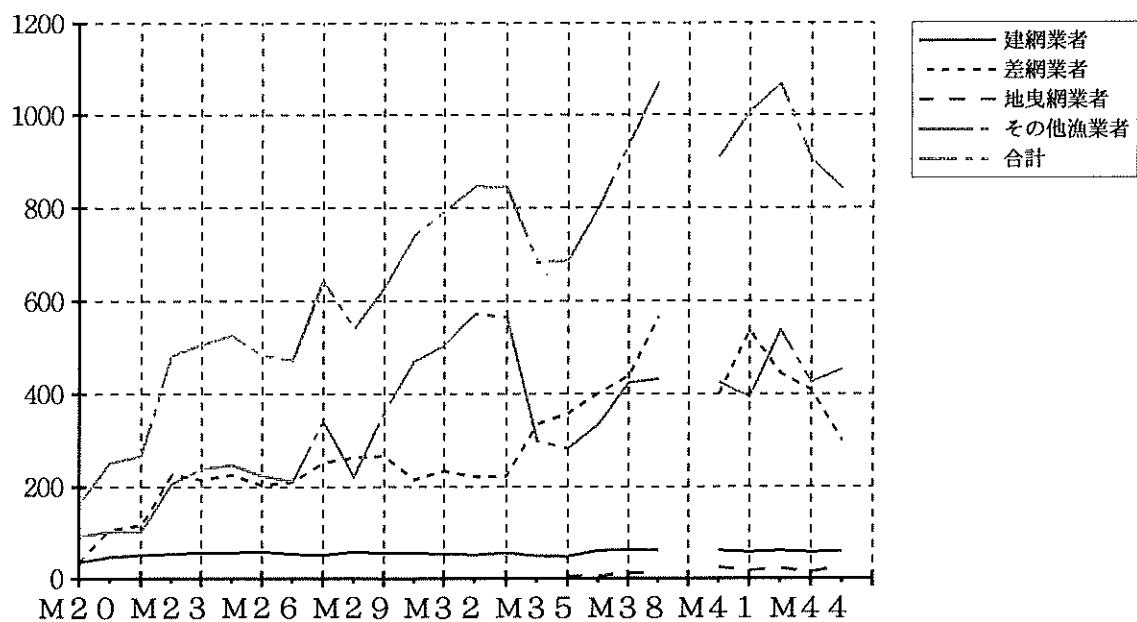
留萌でも明治20年1月1日留萌郡留萌村・三泊村・礼受村漁業組合を設立し、留萌戸長役場内に事務所を設置した。当時の組合員数は162人、建網業者（鮭、鱈定置を含む）36人、差網業者36人、その他92人であった。建網数は鰓建網63統（但し行成網）、鮭建網12統（角網6統、行成網6統）、鱈建網6統（行成網）であり、差網は615放であった。

次に当時の建網漁業者及び統数をあげる（註22）。

表3 留萌漁業組合業種別業者数（明治20年より明治45年）

年	建網業者	差網業者	地曳網業者	その他漁業者	合計
M20	36	36		92	162
M21	46	104		101	251
M22	50	115		101	266
M23	52	225		206	483
M24	55	215		237	507
M25	56	225		246	527
M26	57	203		223	483
M27	52	210		211	473
M28	50	251		341	642
M29	58	262		221	541
M30	54	265		360	629
M31	54	215		471	740
M32	53	233		505	791
M33	51	221		573	845
M34	55	223		565	843
M35	49	334		298	681
M36	47	358	5	281	686
M37	60	401	5	334	800
M38	62	439	12	423	936
M39	61	567	12	431	1,071
M40					
M41	61	400	24	425	909
M42	58	537	17	394	1,006
M43	61	445	22	539	1,067
M44	58	408	14	425	905
M45	60	299	27	454	840

*「留萌漁業沿革史」より作成



第5図 留萌漁業組合業種別業者数（明治20年～明治45年）

設立当時ニ於ケル顯著ナル建網漁業者及統数

一 鯨建網	式拾統	栖原角兵衛
		右代人
一 鯨建網	六 統	山本又三郎
		祐川石太郎
	右代人	工藤源右工門
		岩田金蔵
	右代人	岩田圓蔵
		五十嵐綱吉（綱治）
	七 統	佐賀庄四郎
		林 長右工門
	壱 統	村井宇之作
		船木圓助
	全	伊藤彦四郎
		二本柳龜吉
	全	大丸文次郎
		鈴木市五郎
	全	村田佐吉
		上田藤吉
	全	二木安太郎
		小山仁太郎
	全	佐賀伊三郎
		佐賀福治
	全	小関兼吉
		八嶋弥惣兵エ

	全	鎌田直枝
	全	鈴木清吉
	全	竹谷藤蔵
	全	村井松三郎
	全	三国藤吉
	全	葛西嘉一郎
	全	畠山喜八
	全	瀬川惣十郎
		四戸甚助
	全	木下定蔵
一 鮎建網	九 統	佐賀庄五郎
	右代人	松木松蔵
	式 統	大橋卯三郎
	壱 統	栖原角兵衛
一 鯨建	四 統	山本又三郎
	右代人	佐賀庄四郎
	式 統	祐川石太郎
		栖原角兵衛
		山本又三郎
		佐賀庄四郎

このように江戸時代からの旧場所請負人であった栖原家が鯨建網20統、鮎建網 9 統、鯨建網 4 統の計33統を所有しており、今だ留萌地方では大漁業家としての地位を保っていた。また、鯨建網 6 統を経営する岩田金蔵は美國積丹の旧請負人であり、7 統を経営する五十嵐綱治は元留萌の栖原の帳場を勤めた人間であり、栖原からの独立により漁業経営をなしたものである。また、鯨建網 3 統、鮎建網 2 統、鯨建網 2 統を経営する佐賀庄四郎は、明治前に二八取として松前唐津内澤町の藤左衛門の名儀でルヽモッペ場所へ出稼していた佐賀平之丞の留萌因（カクダイ）支配人である。このように数ヶ統を経営する有力者は自己資本により経営をなしていた。他のほとんどが 1 ケ統経営の建網業者であり、これらの有力漁業者または、小樽の商業資本および少しづつ芽生えてきた地元商業資本の仕込を受けていたと考えられる（註23）。

当時の留萌での建網一統経営にかかる経費を留萌漁業沿革史から見てみよう。

設立当時ニ於ケル建網壱統新規設備ニ要スル資金

- | | |
|----------|-----------------|
| 一 角網（鮎） | 金式千八百五拾円五拾九銭壱厘 |
| 一 行成網（鯨） | 金式千式百九拾七円七拾式銭六厘 |

設立当時ニ於ケル建網壱統継続漁業ニ要スル資金

- | | |
|----------|-----------------|
| 一 角網（鮎） | 金壱千百六拾四円 0 七銭九厘 |
| 一 行成網（鯨） | 金七百四拾六円也 |

設立当時ニ於ケル建網壱統ニ対スル漁夫使用数及其給料

- 一 鯨角網壱統ニ要スル使用漁夫 参拾人
但シ 壱人平均給料 金式拾六円也
- 一 鯨行成網壱統ニ要スル使用漁夫 弐拾人
但シ 壱人平均給料 金式拾六円也

以上ニシテ漁夫雇入ヨリ解雇迄ノ期間ハ毎年二月廿日ヨリ六月廿日迄テニシテ其間着業前後ノ漁夫ノ業務ヲ記セバ如左

一・着業ノ前漁夫ノ業務ハ主トシテ鯨メ粕製造ノ燃料トスペキ薪ヲ伐採シ二月末ニ至リ漁具一切ノ用意ヲ為ス

一・着業後ノ業務ハ漁期間使用セシ漁網漁船其他種々ノ漁具ヲ整理シ之ヲ格納シ翌年度漁期間使用スペキ薪ヲ運搬スル等鯨漁期中ノ残務一切ヲ終結ス

この時期に鯨漁法の大きな改良として行成網から角網への大変更がおこる。鯨角網は明治18年に後志国積丹郡斎藤彦三郎により発明され、明治23年使用の許可を得てから急速に鯨漁に普及した。角網は本来鮭漁に用いられ、慶應年間から使用されたといわれる（註24）。留萌においても旧請負人の栖原角兵衛の鮭漁場で明治13年頃に使用したのが始まりと言われる（註25）。栖原では明治12、3年頃積丹古平辺で角網を建てるものがあるとのことを聞いて、増毛、留萌より1名を派遣し、それを習わせたという（註26）。実際には留萌では明治24年から栖原漁場で角網を使用した。

鯨行成網と角網の違いは、身網が垣網に対し、行成網では平行に建てられるのに対し、直角に建てられるのが違である。つまり、起し船、枠船の位置が行成網では海岸及び波に対して平行になる。ところが、角網では海岸と波に直角になり、船が横波を受けて転覆する恐れが少ない。また、行成網に対して鯨魚群が身網の中に入りにくい欠点があるが、しかし、一旦身網の中に魚群が入ると出られないという長所があった。つまり、群来する魚群が少なくなれば、角網の方が漁獲が確実となる。このようなことから角網が着実に普及していった。明治29年には北海道鯨建網4,997統中1,974統が角網となった。

留萌でも栖原漁場での角網の成功により、明治26年には礼受因（カクダイ）佐賀漁場でこれまで12統の行成網の漁場を経営していたが、東第16号を角網変更願いに対し、変更許可を受けた。明治29年には3統の角網、明治31年には4統、明治34年には6統、明治36年7統と漸次角網を増加していった。

留萌の角網と行成網の比率の動きを留萌漁業沿革史から見てみよう。

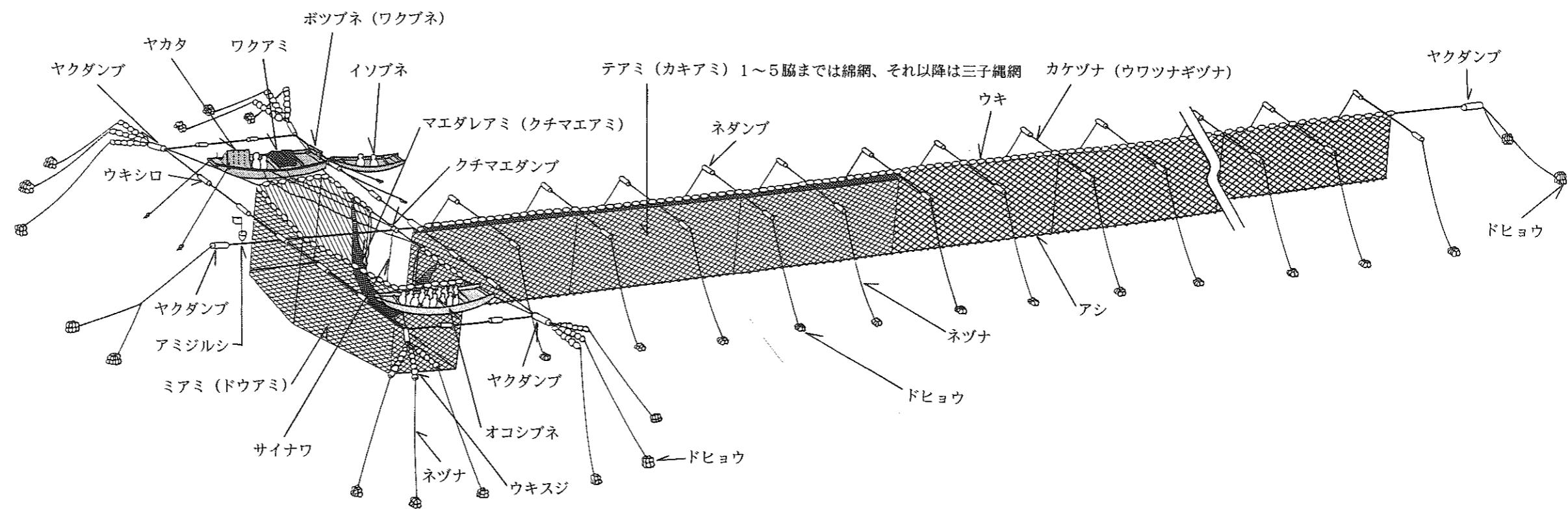
明治32年建網数及び明治21年からの廃業数

	行成網	角網	合計	廃業数
礼受村	20	6	26	14
留萌村	14	3	17	14
三泊村	66	5	73	22
計	102	14	116	50

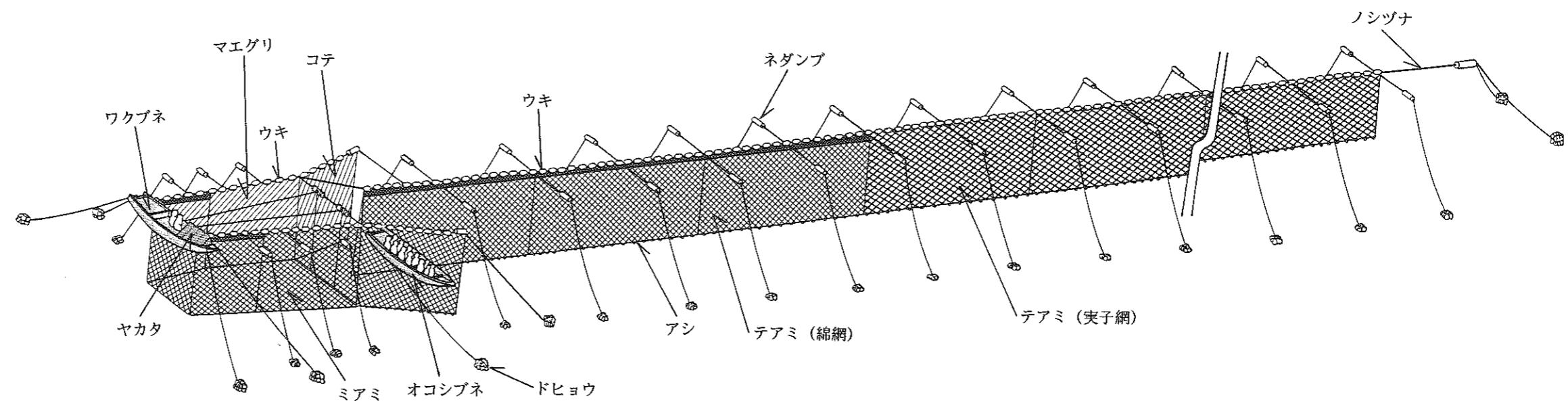
明治36年建網数及び明治33年からの廃業数

	行成網	角網	合計	廃業数
礼受村	9	25	34	10
留萌村	8	8	16	12

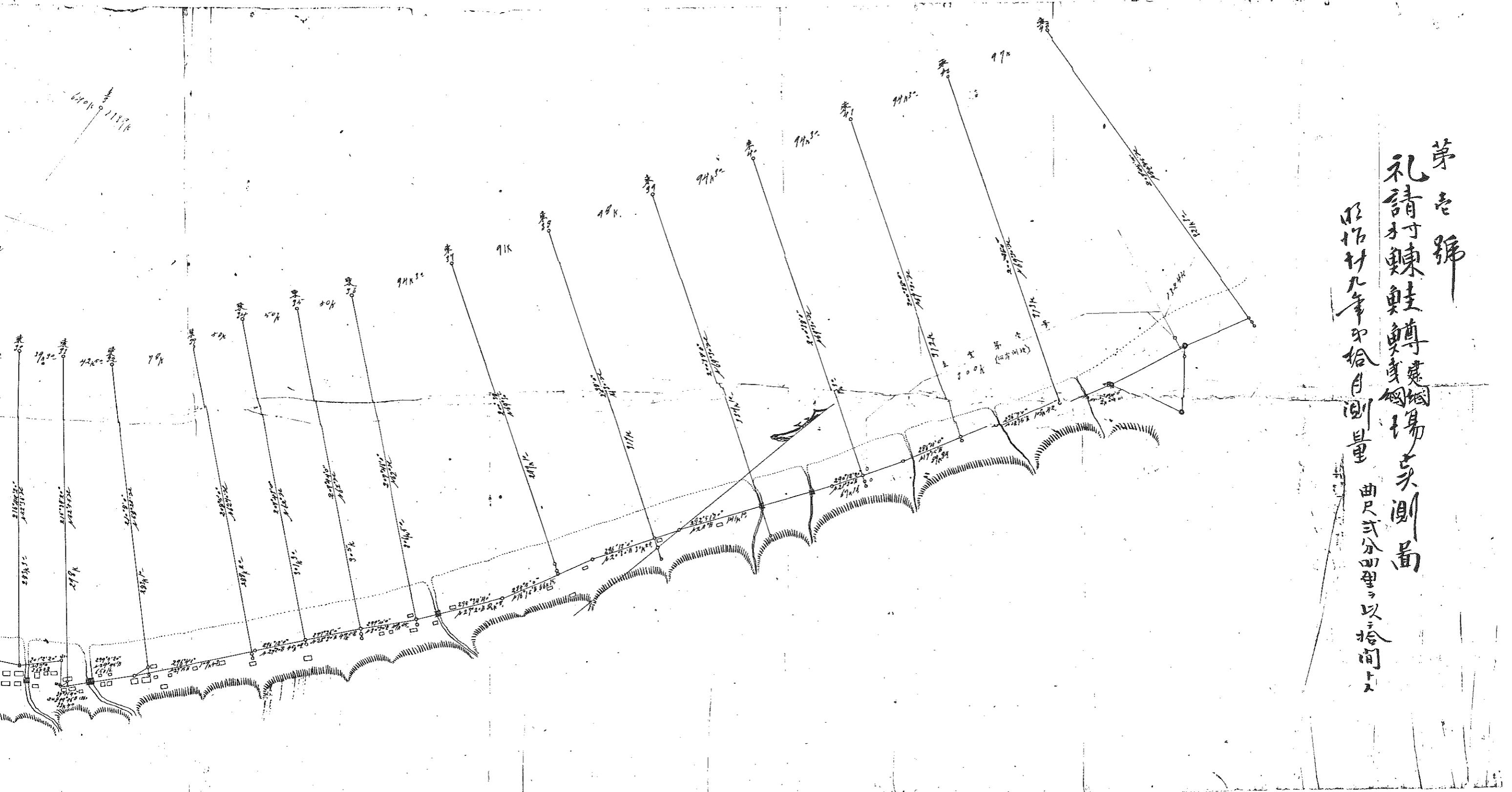
ニシン角網敷設図



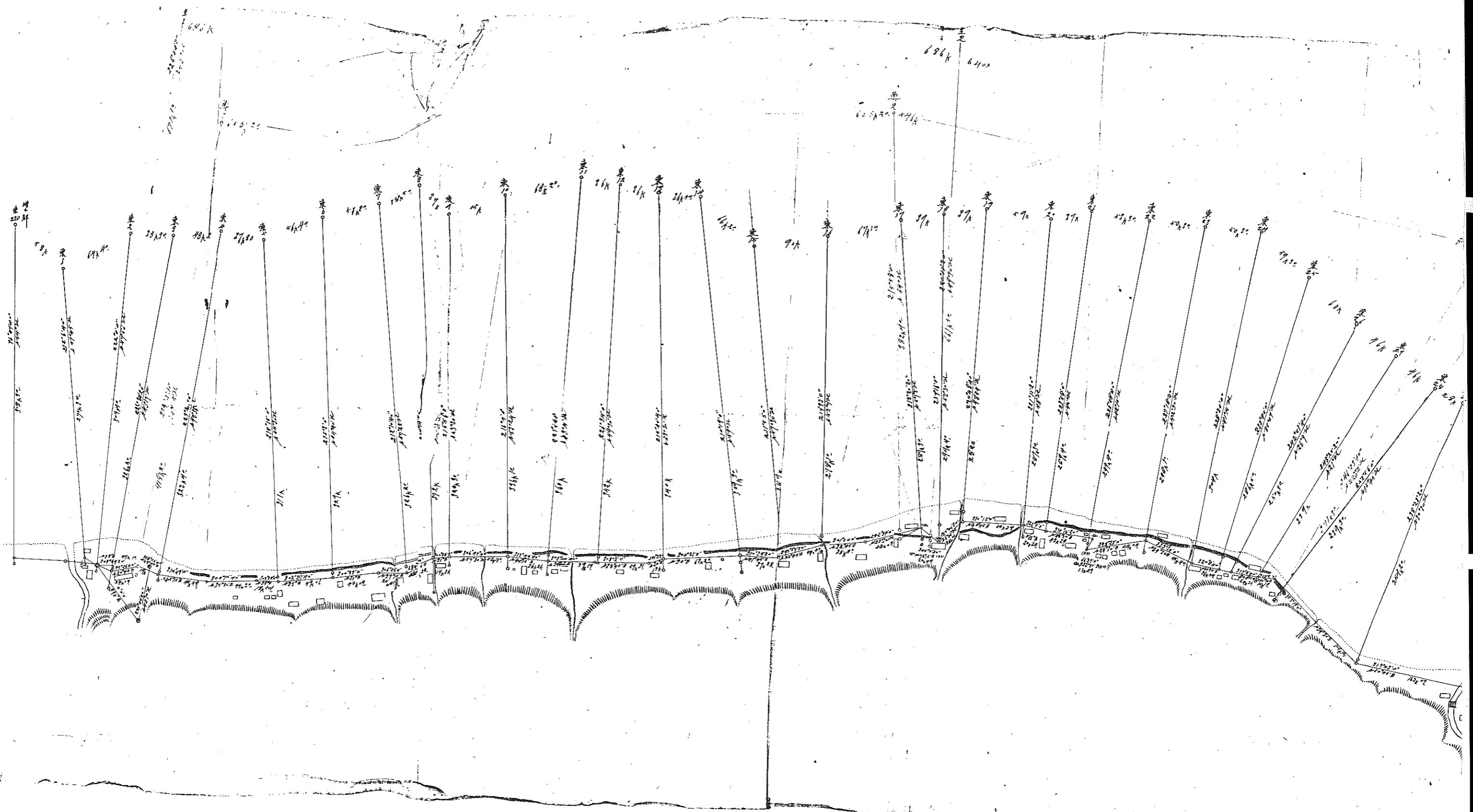
ニシン行成網敷設図



第6図 ニシン建網の構造



(明治29年)



第7図 礼受木

三泊村	32	48	80	11
計	49	81	130	33

明治45年建網数及び明治36年からの廃業数

	行成網	角網	合計	廃業数
礼受村	6	26	32	12
留萌村	4	12	16	23
三泊村	14	41	55	51
計	24	79	108	86

全道の角網と行成網の比率が逆転するのは明治30年頃のことである。全道鰯建網総数6,157統のところ角網は3,017統に及んだ。留萌は若干角網への転換が遅れたことになる。大正3年には総数3,159統の内行成網は約70統余りに減少している。

差網については、留萌では明治20年に36名の差網業者しか漁業をしていなかったが、それ以降差網に従事する業者が増え、明治39年には567人を数えた。明治20年には300放しかなかった漁網も、明治27年には7,500放となった。これに対し漁業組合では、あまりの増加に現在数で制限する決議を行ったが、差網業者の猛反対に会い、明治30年には1,000放を本年限り許可し、8,500放となった。しかし、明治36年北海道庁は細漁民救済のため、無制限に差網を許したため、本州より多くの漁民が入り込み、37年には15,200放、39年には26,200放、40年には32,500放と増加の一途を辿った。しかし、明治41、42年が不漁年となり、差網業者の倒産が相次ぎ、41年には21,000放、42年には26,000放と減少した。そこで道庁は43年より新規の許可を認めないこととした。この結果明治45年には12,197放となった（註27）。

漁網の材質については最初は麻を用いていたが、明治35年頃より綿糸を使用し始め、大正の初年にはほとんどが綿糸網となった。

また、漁業制度の面では、北海道庁は明治28年、あまりに定置漁業出願者が増えたことから、鰯及び鮭鱈の建網漁業に対して、既設の漁場間の距離、及び出願漁場と隣接する漁場間の距離を制限して無謀な建網の増設を制限した。明治30年には北海道漁業取締規則を制定し、定置隣接漁場との距離を定め、隣接漁場の距離に応じて角網の間数を制限し、行成網を角網に変更する際の制限を地方別に定めた。明治34年には北海道鰯保護規則を定め、新規の鰯建網漁業を許可しない方針を打ち出した。翌明治35年には北海道漁業取締規則を新たに公布し、翌36年には今までの漁業関係規則を統一し、北海道漁業取締規則を改正した。特に鰯定置漁業に関しては詳細に規定を設けて制限を強化した。

明治30年まで順調に漁獲高を伸ばしてきた鰯漁にも、停滞衰退の兆しが見え始めてきた。明治36年に1,03,938石をピークに漁獲高が減少し始め、明治41年には403,994石、翌42年も444,210石と半分以下に減少した。しかし、翌43年からは盛り返し、大正の初年までは豊漁となった。ただ、今まで、鰯漁の主体となっていた後志地方と共に北部の増毛・留萌・苦前地方が重要な生産地となってきた。大正8年以降徐々に全道鰯漁獲高に占める割合が高くなり、昭和に入ってからは約40パーセントの比率を占めるようになる。これは鰯資源量の減少が顕著になり始めたからである。明治39年に奥尻島への来游が途絶、大正6年には久遠、熊石に来游途絶、大正9年には瀬棚に来游途絶、大正11年島牧に来游途絶、大正13年には松前に来游途絶、昭和4年には後志以南が来游途絶、昭和7

年積丹以南漁皆無になり、歌棄、磯谷に来游が途絶した。大正9年の974,779石を最後に漁獲量は年々減少の一途を辿った。

更に鰈漁業に打撃を与えたのは、世界恐慌の影響を受けた不況にあった。昭和初年1石あたり2,112円だった魚価が昭和6年には1,414円まで下落した。これは鰈漁業者にとって大きな損害を与え、特に不漁の激しかった後志以南の地方は大打撃を受けた。

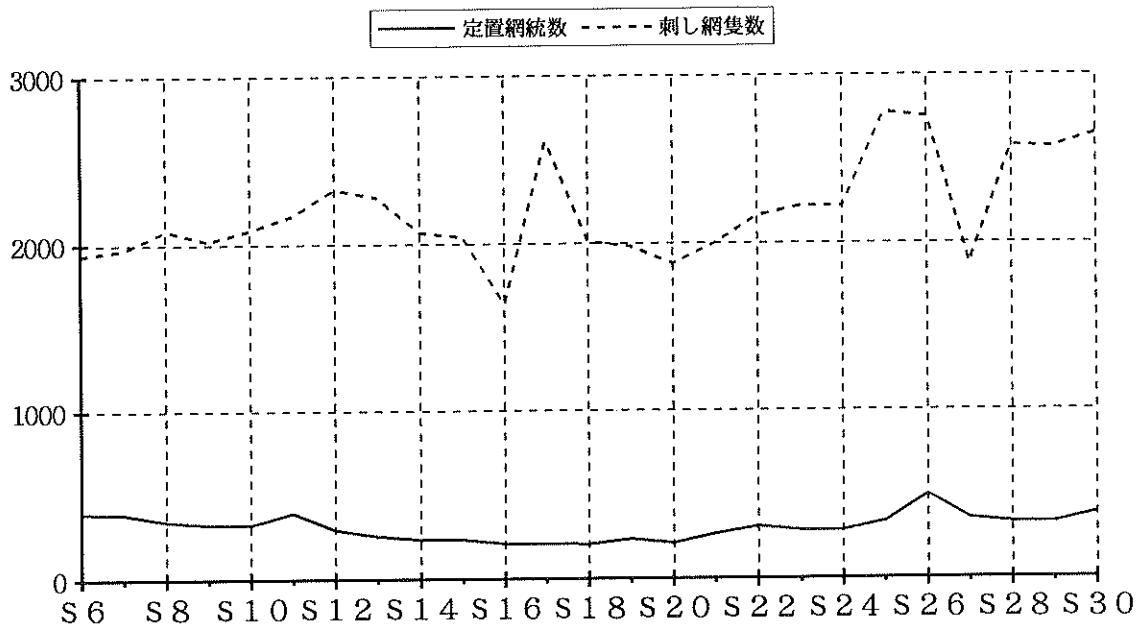
留萌地方にあっても、昭和6年漁業者戸数2,993戸の負債総額2,408,766円。償還期限を過ぎた負債額1,427,707円、回収困難な額748,731円となっている。1戸あたりの負債額は805円になる。全道平均は698円で、全道1戸あたりの年漁獲額が851円であったから、年間収入に比し如何に膨大な負債であったかがわかる（註28）。このため北海道議会においても「農漁村負債整理に関する意見書」を内務、大蔵、農林各大臣及び北海道庁長官に提出した。

引き続く不漁の中で鰈定置漁業者の合同を考えられるようになった。昭和3年に日魯漁業会長堤清六の提唱により北海道鰈漁業合同調査会が創立された。鰈漁法は定置網と差網の両者が両輪で回っていたが、不漁の中で経営の特に悪化したのは定置網業者の方であった。大正12年に2,301統あった漁場の数が昭和12年には1,360統にまで減少した。差網業者は大正12年7,592人、昭和12年には6,166人となっており、減少はしているが定置網業者ほどではない。また、1統当たりの生産額も7,000円から2,640円に減少。差網は1人当たり372円から190円にまで減少している。大正12年の所得に比べると定置網業者は37.7パーセント、差網業者51.1パーセントの収入にしかすぎなかった。このように定置網業者の方が打撃が大きかったことがわかる（註29）。

表4 全道及び留萌管内鰈漁業着業数（昭和6年～昭和30年）

年	留萌		全道	
	定置網統数	刺し網隻数	定置網統数	刺し網隻数
S 6	395	1936	1558	6775
S 7	390	1966	1369	5749
S 8	349	2084	1338	6348
S 9	328	2018	1227	6243
S 10	327	2083	1193	6082
S 11	395	2170	1088	5780
S 12	295	2329	900	6360
S 13	257	2279	765	6137
S 14	238	2067	595	5382
S 15	235	2042	602	5430
S 16	209	1636	659	5157
S 17	211	2612	497	6059
S 18	205	2010	527	5720
S 19	236	1980	548	5455
S 20	211	1879	528	5603
S 21	266	2000	772	6335
S 22	311	2163	856	6179
S 23	286	2219	880	6244
S 24	286	2219	880	6244
S 25	337	2778	1077	9278
S 26	497	2751	1159	8985
S 27	355	1876	1169	9966
S 28	330	2578	796	8010
S 29	328	2570	851	8961
S 30	384	2649	874	8532

*「統北海道漁業史」p700～701春ニシンの支庁別漁具別着業数の変遷より作成。



第8図 留萌管内の鰯漁業着業数の推移（昭和6年～昭和30年）

昭和3年の北海道鰯漁業合同調査会の設立と昭和5年以降後志以南の鰯漁が皆無であったことがきっかけとなって、翌昭和6年12月18日岩内から北見枝幸の鰯定置業者の52パーセント813統が現物出資して合同漁業株式会社を設立した。これは鰯漁業者が合同することにより、経営の合理化を促進し、鰯漁業の経営のリスクの分散化を計り、鰯漁の継続的経営を目指すものであった。留萌支庁管内に置いても514統の内244統の参加をみた。実に42パーセントにあたる。ただ、52パーセントにあたる270統の業者は不参加であった。これは自己資本による経営の安定した定置網業者が半数以上いたことを物語っている。昭和9年には日産系の日本食料工業株式会社に買収され、経営を刷新し、独占資本の支配が確立する。しかし、打ち続く鰯不漁のため、直接的な漁業の経営には積極的に参加することなく、所有漁業権の賃貸という安易な経営に甘んじたために、設立当時の合同漁業の趣旨に反し、鰯漁業経営の安定性と将来への鰯漁業の継続を計るどころか、沿岸鰯漁業者の衰退を一層促進した。昭和7年から9年の3年間に拠棄した漁業権は460統に上り、採算性のない漁場は積極的に拠棄されたと見ることができよう。また、昭和8、9年には約10パーセントに及ぶ漁業権を賃貸していたのが、昭和17年以降はその数を急激に増し、昭和20、21年には賃貸漁業権は総所有権利数の42パーセントに及んだ。そして敗戦により、この合同漁業株式会社も昭和21年集中排除法の適用を受けて解散した。

太平洋戦争の敗北により、従来の日本漁業の改革が占領軍により開始された。昭和21年漁業民主化のための制度改革の指針が発表され、占領政策の一貫として漁業改革も進められていく。しかし、政府、民間による新漁業制度案はなかなか占領軍の受け入れるとこころとならず、幾度となく折衝が重ねられ、昭和24年11月29日第6回国会において新漁業法及び漁業法施行法が成立した。この新漁業法は従来の仕込等による従属性的な漁民の開放と民主化、漁民の自営を促すことを目的としていた。これは鰯漁業にも適用されたのである。従来の封建的世襲的な漁業権のあり方を一度白紙に戻し、旧漁業権は一度消滅させ、海区ごとに漁場計画を作成し、新漁業権を申請者に認める。但し、経営者としての資格のある者でなければ申請を認めず。賃貸等は一切認めないとするもので

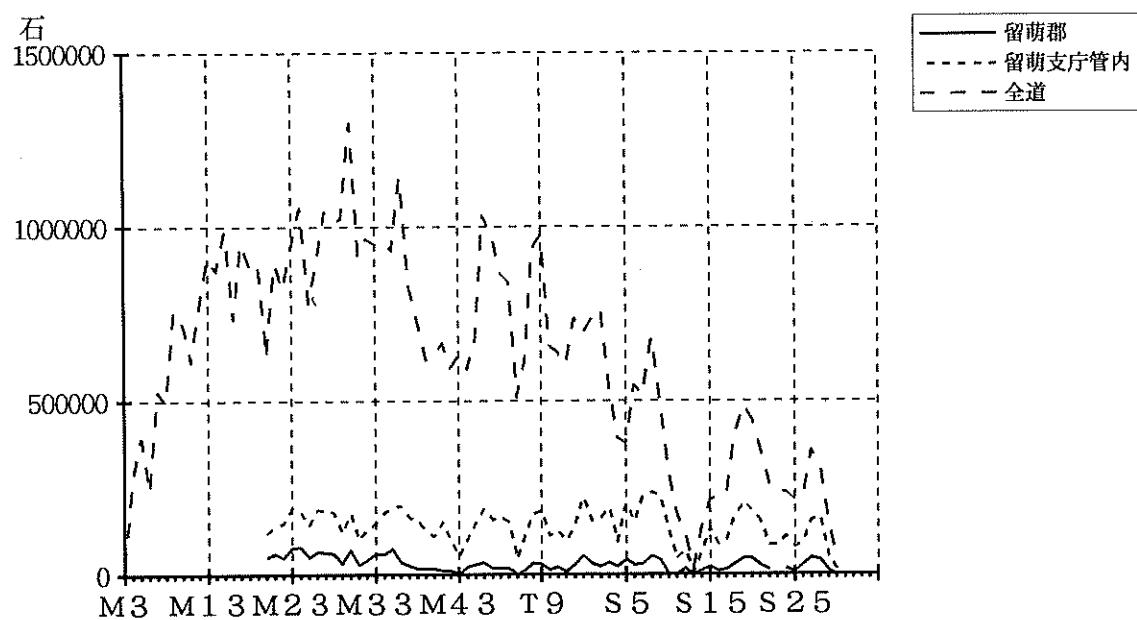
表5 北海道鰈漁獲高(明治3年~昭和30年) 表6 漁獲高比率(明治20年~昭和30年)

単位(石)

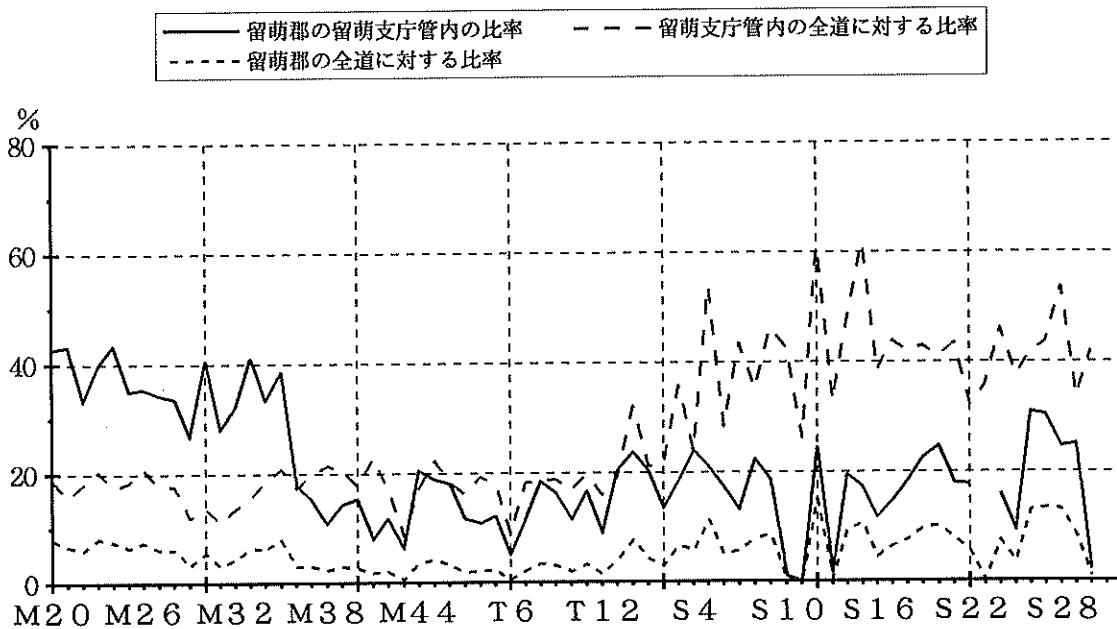
	留萌郡	留萌支庁管内	全道
M 3			23,935
M 4			277,584
M 5			392,055
M 6			241,157
M 7			526,043
M 8			492,987
M 9			760,867
M 10			719,957
M 11			610,811
M 12			764,244
M 13			911,841
M 14			872,067
M 15			983,487
M 16			734,677
M 17			951,727
M 18			886,271
M 19			900,028
M 20	50,502	118,404	627,562
M 21	59,994	138,941	893,581
M 22	49,072	147,683	820,569
M 23	76,109	191,586	942,583
M 24	79,109	182,667	1,054,232
M 25	50,382	144,013	781,596
M 26	66,305	187,028	897,988
M 27	63,125	184,276	1,041,892
M 28	60,135	178,979	1,011,128
M 29	32,370	121,706	1,024,220
M 30	71,352	176,124	1,298,369
M 31	28,535	101,974	920,096
M 32	41,792	130,195	965,595
M 33	60,186	146,995	950,600
M 34	59,453	178,272	961,240
M 35	74,272	192,992	930,410
M 36	35,000	197,030	1,142,355
M 37	25,000	163,297	828,839
M 38	17,000	156,250	730,755
M 39	18,000	126,000	616,962
M 40	17,000	110,830	625,305
M 41	12,000	151,909	664,383
M 42	12,000	101,900	593,893
M 43	3,330	53,465	631,615
M 44	21,000	102,490	580,653
M 45	28,000	148,707	667,210
T 2	34,025	189,076	1,032,427
T 3	18,250	157,557	975,167
T 4	18,001	166,301	865,056
T 5	18,502	151,702	840,172
T 6	2,292	45,112	509,795
T 7	12,800	111,220	611,734
T 8	32,000	173,869	936,412
T 9	29,846	182,346	974,779
T 10	12,751	111,312	657,364
T 11	20,785	125,093	638,874
T 12	8,520	95,645	602,557
T 13	28,550	140,444	735,856
T 14	52,500	221,843	693,559
T 15	31,625	154,836	734,112
S 2	21,936	163,127	764,367
S 3	35,780	193,537	542,257
S 4	22,278	93,065	393,306
S 5	42,542	203,086	377,621
S 6	26,665	153,422	543,660
S 7	29,426	223,743	516,270
S 8	52,958	237,599	679,072
S 9	42,022	225,316	489,018
S 10	1,244	123,837	291,135
S 11	26	45,208	172,821
S 12	16,573	67,937	111,344
S 13	89	5,605	17,100
S 14	12,533	64,392	135,083
S 15	22,846	132,586	214,899
S 16	9,964	86,013	224,015
S 17	14,623	100,130	228,540
S 18	30,484	166,797	399,004
S 19	46,794	207,812	484,460
S 20	45,026	183,019	446,600
S 21	27,884	156,027	369,425
S 22	14,963	84,636	262,683
S 23		83,963	235,000
S 24	17,566	109,362	237,408
S 25	7,437	80,003	213,075
S 26	28,907	93,576	224,117
S 27	47,440	156,328	357,518
S 28	40,831	166,082	310,106
S 29	12,448	49,849	148,628
S 30	317	15,217	36,314

年	留萌郡の留萌支庁管内の比率	留萌郡の全道に対する比率	留萌支庁管内の全道に対する比率
M 2 0	42.65	8.05	18.87
M 2 1	43.18	6.71	15.55
M 2 2	33.23	5.98	18.00
M 2 3	38.73	8.07	20.33
M 2 4	43.31	7.50	17.33
M 2 5	34.98	6.45	18.43
M 2 6	35.45	7.38	20.83
M 2 7	34.26	6.06	17.69
M 2 8	33.60	5.95	17.70
M 2 9	26.60	3.16	11.88
M 3 0	40.51	5.50	13.57
M 3 1	27.98	3.10	11.08
M 3 2	32.10	4.33	13.48
M 3 3	40.94	6.33	15.46
M 3 4	33.35	6.19	18.55
M 3 5	38.48	7.98	20.74
M 3 6	17.76	3.06	17.25
M 3 7	15.31	3.02	19.70
M 3 8	10.88	2.33	21.38
M 3 9	14.29	2.92	20.42
M 4 0	15.34	2.72	17.72
M 4 1	7.90	1.81	22.86
M 4 2	11.78	2.02	17.16
M 4 3	6.23	0.63	8.46
M 4 4	20.49	3.56	17.95
M 4 5	18.83	4.20	22.29
T 2	18.00	3.30	18.31
T 3	11.58	1.87	16.16
T 4	10.82	2.08	19.22
T 5	12.20	2.20	18.06
T 6	5.08	0.45	8.85
T 7	11.51	2.09	18.18
T 8	18.39	3.42	18.58
T 9	16.37	3.06	18.71
T 1 0	11.46	1.94	16.93
T 1 1	16.62	3.25	19.58
T 1 2	8.91	1.41	15.87
T 1 3	20.33	3.88	19.09
T 1 4	23.69	7.57	31.96
T 1 5	20.42	4.31	21.09
S 2	13.45	2.87	21.34
S 3	18.49	6.60	35.69
S 4	23.94	5.66	23.66
S 5	20.95	11.27	53.78
S 6	17.38	4.90	28.22
S 7	13.15	5.70	43.34
S 8	22.29	7.80	34.99
S 9	18.65	8.59	46.08
S 1 0	1.00	0.43	42.54
S 1 1	0.06	0.02	26.16
S 1 2	24.39	14.88	61.02
S 1 3	1.59	0.52	32.78
S 1 4	19.46	9.28	47.67
S 1 5	17.23	10.63	61.70
S 1 6	11.58	4.45	38.40
S 1 7	14.60	6.40	43.81
S 1 8	18.28	7.64	41.80
S 1 9	22.52	9.66	42.90
S 2 0	24.60	10.08	40.98
S 2 1	17.87	7.76	43.41
S 2 2	17.68	5.70	32.22
S 2 3		0.00	35.73
S 2 4	16.06	7.40	46.07
S 2 5	9.30	3.49	37.55
S 2 6	30.88	12.90	41.75
S 2 7	30.35	13.27	43.73
S 2 8	24.58	13.17	53.56
S 2 9	24.97	8.38	33.54
S 3 0	2.08	0.87	41.90
平均	20.62	5.30	27.41

*「北海道春ニシン漁獲統計資料」北水研・北水試 昭和30年



第9図 鯉漁獲高の推移（明治3年～昭和30年）



第10図 全道及び留萌支庁管内の鯉漁獲に対する比率（明治20年～昭和30年）

あった。この漁場計画、免許、申請者の適否については当該海区の漁民の直接選挙で選ばれた海区調整委員会に任せられた。そして、旧漁業権に関してはすべて国の補償による漁業証券の発行によった。新漁業制度による鰯定置網の統数は留萌管内においては、413統から356統になった。留萌海区では54統の鰯定置が免許されている。

しかし、昭和24年から一時鰯漁獲高がもちらおしたが、昭和30年留萌317石、全道36,314石を最後に北海道沿岸の鰯漁は終焉を迎えたのである。昭和31、32年も若干の漁獲をみたところも留萌にはあった（註30）。

（福士 廣志）

註

- 1 北水協会編纂 北海道漁業志稿 昭和10年9月 昭和52年 国書刊行会
- 2 1と同じ
- 3 場所請負制度とは松前藩独特の制度で、本州の藩では見られなかった制度である。松前藩は本州の藩と違って、稲作ができなかったことから、当時の米を基本とした石高制度を家臣等に適用することができなかった。そのため、藩主自身及び高級家臣に対して、蝦夷地でのアイヌの人たちとの交易権を与えた。広大な蝦夷地の中でもアイヌ人たちの交易に集まる場所を指定し、そこで年一回の交易を認めたのである。この場所のことを知行地と呼んだ。そして、この交易品を商人に売ることにより生計を立てていたのである。そのうちこの交易権を商人に請負させ、運上金を納めさせるようになる。この各交易場所を請け負わせることを場所請負制と呼んだ。
- 4 北海隨筆 坂倉源次郎
- 5 当時の大網は笊網と呼ばれる網である。大網のうち起こし網というのは形が笊に似ていたので笊網と呼ばれた。「鰯漁業沿革」この網は図に見るよう、箱型の身網の網口の左右から細長い袖網をつけたもので身網の網頭に船を繋ぎ、その裾は沈石を以て水底に沈めおき、魚の群り来る説き、両袖網を以て魚群を旋き囲んで魚を身網中に進入せしめる。魚が身網中に入ると身網の底に繋いである縄を引いて網口を揚げ、それより次第に身網を起こしあげて漁獲する。（北海道水産予察調査報告 明治25年北海道北海道漁業史昭和10年）
- 6 全道のアイヌ人口は文化年間23,753人（「蝦夷雜記」）それが安政元年17,810人に減少している。特に西蝦夷地は文化元年8,944人が安政元年には4,384人と半減している。（新北海道史第9巻史料3昭和55年北海道庁）
- 7 田島佳也 箱館産物会所の実態と特質 p.9 神奈川大学大学院経済研究科「研究論集第3号」1979
- 8 この時の条件とは差網を使用しがたい場所、追鰯業者が少なくて支障のない箇所に限り、鰯取浜中塾談を遂げ、異議のない場合に限るとした。（北海道漁業史 p120昭和32年北海道水産部漁業調整課）
- 9 新北海道史第9巻史料3昭和55年北海道庁
- 10 天明年間に書かれた「蝦夷地案内記録」には
　　ハママシケ
　　下国勘解由支配
　　産物 鮑串貝 魚油

鮫壳 イリコ 鯪
干鱈 鮭 鱒場
右運上金秋味領主右式拾両
マシケ 右同人
産物 右同断
外に鯨 熊の皮
右運上金右五拾両秋味領主
右金四百両但し夏方志支配人に納る
冬秋味下の節船を登せ団をく所也
安永年中運上金式百両位
小名
コキヒリ ヲフイトマリ
ホロトマリ ヘツカリ
ルルモッペ
工藤平右衛門支配
産物 右同断
小名
ウンタニ ス子マリ
ヲニシカ

此所夏漁第一にして秋味運上□但産物の義はトママイ辺にて売買いたし候よし
安永年中運上金百五拾両
同八年龜田奉行相勤其の節百姓共騒動□に付公事訴訟誘方不宜故御取上に相成且トママイより下ヲタ子ヨよりバッカヒ崎迄松前貢支配相成候

11 佐賀平之丞に関する記録は多く存在する。

増第367号漁業者佐賀平之丞詳伝調査（北海道漁業誌 漁業家詳伝 北海道庁明治22年調査）北海道立図書館蔵河野常吉文庫

河野常吉 北海道史人名字彙 昭和54年 北海道企画出版センター

漁業家事蹟調 北水協会編纂 北海道漁業志稿 昭和10年

北海道立志編

佐賀平之丞略伝 佐賀清右衛門の事、佐賀庄四郎の事（佐賀家所蔵文書写）

12 旧記書類写 留萌 河野常吉文庫 北海道立図書館蔵

表書きに明治三十年十月十七日

旧記書類写 留萌

留萌三井物産会社漁業部ニテ借り取りタルモノ、蓋シ栖原ニ在リシ書類ヲ三井ニテ写シ、更ニ予カ写シタルナリ

明治三十一年九月十勝場所旧記書類ニヨリ補フ

とある。これと同じものが昭和20年発行の「留萌町史」に引用されており、昭和20年代までは存在したと考えられる。

13 公儀御役人様方御通行に付書上書（抜粋） 旧記書類写 留萌

14 註11に同じ

- 15 安政五年村垣淡路守様御廻浦書上写 旧記書類写 留萌
- 16 文久三年建網笊網員数 旧記書類写 留萌
- 17 乍恐以書附御届奉申上候（松前御役所へ書上候分） 旧記書類写
留萌の中に
一右同所出產物凡高
鰯 七千五百石 ルヽモッペ出稼人取荷物
とある。
- 18 増毛郡漁業盛衰 明治30年天塩国調査記録 河野常吉 北海道立図書館蔵
一、明治元年（辰年）ハ船來ラス荷物不揃ニテ粕一本（廿五貫匁ニシテ百六十本ヲ以テ百石ト定ム）ノ價平年一両一分位ノ者低落シテ二分ニ朱位トナリ之レカ為ニ失敗セル者多シ、此際之ヲ買テ利ヲ得シハ金子元三郎ナリ（吉崎清吉ノ話）
一、明治二年ハ渡島地方戦争ニ付陸羽ヨリノ航海殆ト絶ヘ大ニ出稼人ヲ減ズ然レ矣此年ハ大漁ニテ且次第二価格騰貴シタリ（同上）
- 19 18に同じ
維新ノ際ハ戦争ノ為メ販路塞リ殆ント捨売リヲナシ漁業者大ニ困ス明治三年ニハ郡内僅ニ五十餘統ナリシナラント思ハル、次テ慚ク開発シ且官ニ於テ「永住者ニアラサレハ漁場ヲ許サス」方針ヲ採ルタルヲ以テ何レモ皆永住ノ名儀ヲ冒シテ漁業ヲナスニ至ケリ（川崎幸作ノ話）
故老談第6 増毛村工藤幸吉
一、昔ハ福山人ニアラサレバ出稼ヲ許サス故ニ南部津軽辺ノモノハ福山人ノ名ヲ借りテ出稼ス名代金ハ之ニヨリテ生スルナリ
明治二年ニ至リ名代金廃ス
- 20 留萌町 留萌町史 p138 昭和20年
- 21 増毛郡漁業盛衰 明治30年天塩国調査記録 河野常吉 北海道立図書館蔵
一、明治十二年頃官金ノ貸与アリテ漁業者ヲ増ス其後ハ官貸ナカリシカ永住人ヲ加ヘ商人モ来テ大ニ発達セリ（川崎幸作ノ話）
- 22 留萌水産会 留萌漁業沿革史
- 23 河野常吉 明治三十年十年天塩国留萌郡調査 礼受村、留萌市街地、同殖民原野、三泊村、天登雁村 天塩国調査第四 河野文庫 北海道立図書館蔵

仕込主 三井、佐賀、岩田、五十嵐、村田
小樽辺ヨリ資本ノ来ル少シ、建網ニテ六七人歟
小サキ仕込ハ重ニ土地ノ中買入ナリ
中略
一、仕込ハ土地ノ重立タ入ガ仕込ムモノ多シ
青田モ少ナカラズ、小樽ノ手ヲ経ルガ多シ、小樽ノ問屋ガ大阪、名古屋、兵庫等ニ売り附ルナリ
 貸ス方多シ青田ハ之ヨリ少ナシ
一、建網者ガ小樽ノ問屋ノ手ヲ経テ大阪、名古屋等ヨリ資本ヲ勘通シ、更ニ刺網者等ニ貸スナリ

徳司（徳治）

自力者ハ△佐賀伊三郎、△○、山口金治、村田佐吉（多少仕込）、山本仁三郎

自然秩序立チ居リテ利尻稚内辺ト異ル所ナリ、堅キ事ナリ

大抵土地ノ人ニテ間ニ合ウナリ

一、仕込ミ利子 二分ヨリ平均二分五厘、ヨリ三分

24 北海道漁業史 p323 昭和32年 北海道水産部漁業調整課

25 留萌水産会 留萌漁業沿革史に

中略

降テ明治十三年ノ頃鮭漁ニ角網ナルモノヲ試用シタルニ成績頗ル良好ナル為明治二十三年ニ至リ初メテ之ヲ鯉漁業ニ使用セリ

註23に同じ

三井漁業部の聞き取りのなかで

一、角網ハ廿四年頃ヨリ也 （家譜十三年衆ニ先テ角網ヲ使用ス）

家譜とは栖原家家譜であろう

26 註23に同じ

○坂内深七郎

一、明治十二三年頃栖原ニテハ積丹古平辺ニ角網ヲ建ルモノアリト聞キテ増毛留萌ヨリ各一名ヲ遣シ伝習セシメタリ実際当地ニテ行フハ廿四年以降ナリ

27 註25に同じ

28 註24に同じ p640～643

29 註24に同じ p666

30 留萌市礼受町の佐賀家漁場は昭和32年まで鯉を漁獲している。